**居宅介護支援事業所等連携加算について**

令和4年2月16日

国分寺市障害者基幹相談支援センター

**「障害者総合支援法 事業者ハンドブック 報酬告示と留意事項通知（2021年版）」より抜粋**

●　居宅介護支援事業所等連携加算

※介護保険の居宅介護支援の利用や就職等に伴い指定居宅介護支援事業所、企業又は障害者就業・生活支援センター等のとの引継に一定期間を要する利用者に対し、一定の支援を行った場合（障害福祉サービス等の利用期間内において、次の①～⑥それぞれ２回を限度。利用終了後６か月以内においてはそれぞれ月1回を限度）（報酬告示別表の7→1120）

・居宅介護支援等の利用に関し、

①情報提供を文書により実施した場合　　１００単位／月

②月２回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合　　３００単位／月

③他機関の主催する利用者の支援の検討等を行う会議に参加した場合　　３００単位／月

・就職等に関し、

④情報提供を文書により実施した場合　　１００単位／月

⑤月２回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合　　３００単位／月

⑥他機関の主催する利用者の支援の検討等を行う会議に参加した場合　　３００単位／月

**【報酬告示】　7　居宅介護支援事業所等連携加算**

注　指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の（1）から（6）までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ（1）から（6）までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（（1）から（6）までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算する。また、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の（1）から（6）までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ（1）から（6）までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。

（1）計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）又は指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）（以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。）に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は介護予防サービス計画（同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）の作成等に協力する場合　【100単位】

（2）計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）　【300単位】

（3）計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、当該計画相談支援対象障害者の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）　【300単位】

（4）計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該計画相談支援対象障害者等の支援内容の検討に協力する場合　【100単位】

（5）計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）　【300単位】

（6）計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）　【300単位】

＊1のイ（＝サービス利用支援費）、1のロ（＝継続サービス利用支援費）

**【留意事項通知】居宅介護支援事業所等連携加算の取扱いについて〔第四の8〕**

（1）趣旨

　　当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等（以下「関係機関」という。）へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、情報提供を行い支援内容の検討等に協力する場合、居宅等への月2回以上の訪問による面接を行った場合、関係機関が開催する会議への参加を行った場合のいずれかの場合において、所定単位数を加算する。

　　計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業等連携加算の注中（1）及び（4）の「必要な情報の提供」は文書（この目的のために作成した文書に限る）によるものをいう。

　　計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中（1）の「作成等に協力する場合」、同（4）の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所（以下「指定居宅介護支援事業所等」という。）の介護支援専門員や障害者就業・生活支援センターの職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員等に対して説明を行った場合等をいう。

　　計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中（2）及び（5）の「居宅等」とは、利用者の居宅、障害者支援施設等、病院をいう。

（2）算定に当たっての留意事項

　　当該加算は、（1）記載の場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1月につき計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中（1）から（6）までのそれぞれに定める単位数（それぞれ2回を限度とする）を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。

　　例えば、計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するにあたり、1月に居宅等を2回以上訪問し、面接を行いかつ、指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。

　　ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とする。

　　また、当該加算は、利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始する場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できるものである。

　　ただし、指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できない。

（3）手続

　　①　計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中（1）及び（4）を算定する場合は第4の6の（3）の規定を準用する　⇒1119頁

　　②　計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中（2）及び（5）を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

　　③　計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中（3）及び（6）を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

**【留意事項通知】入院時情報連携加算の取扱いについて〔第4の6の（3）の規定〕**

（3）手続

　　情報提供を行った日時、場所（医療機関に出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録（基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。以下同じ。）を作成し5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が考えられる。

**「令和３年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」より抜粋（P.55）**

≪居宅介護支援事業所等連携加算の見直し、保育・教育等移行支援加算の創設≫

［現 行］

居宅介護支援事業所等連携加算 100単位／月

［見直し後］

（計画相談）

居宅介護支援事業所等連携加算 300単位／月（①、②）　100単位／月（③）

（障害児相談）

保育・教育等移行支援加算 300単位／月（①、②）　100単位／月（③）

・ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者、又は、就学、進学、就職等に伴い障害福祉サービスの利用を終了する者であって保育所、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援センター等との引継に一定期間を要するものに対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

① 当該月に２回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合

② 他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合

③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合（この目的のために作成した文書に限る。）

※ 算定回数について、障害福祉サービスの利用中は２回、利用終了後（６か月以内）は月１回を限度とする。

**「令和３年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」より抜粋（P.7）**

**②従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価**

●従来評価されていなかった、計画決定月・モニタリング対象月以外の以下の業務について、新たに報酬上の評価を行う。

サービス終了前後

【居宅介護支援事業所等連携加算の拡充】

1. 居宅等を訪問し、月２回以上の面接
2. 他機関の主催する会議へ参加
3. 他機関への書面による情報提供

300単位　※書面による情報提供は100単位

**「令和３年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A　vol2」より抜粋**

（Page.8～10）

2.　相談系サービス

（1）相談系サービスにおける共通的事項

（加算共通①）

問27　加算が複数創設されているが、既存の加算と支援の内容が重複する場合、どのように算定したらよいのか。

（答）

以下に記載する例のとおり、同一の支援業務においては複数の加算を算定することはできないため、**いずれかの加算を選択し請求を行う**必要がある。

①　居宅介護支援事業所等連携加算における「情報提供」及び「会議参加」と入院時情報連携加算

②　居宅介護支援事業所等連携加算における「会議参加」と退院・退所加算

③　集中支援加算における「会議参加」と入院時情報連携加算（I）及び退院・退所加算

（加算共通②）

問28　記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いか。また、加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録（相談支援台帳等）に記載、保管することで足りるとされたが、具体的にどのような記載事項を想定しているのか。

（答）

各加算（体制を評価する者を除く）の算定を挙証するためには、該当する支援について、以下の表に掲げる事項を含む記録の作成が必要である。

これらは、基準省令第30条第2項に定める記録に必要事項の記載がある場合、別途重ねて記録を作成する必要はない。ただし、実地指導等において市町村等から求めがあった場合には直ちに提示できるよう整理し保管すること。

なお、個々の利用者ごとに相談支援を提供した都度作成する支援経過等の記録や会議録が基準省令第30条第2項に定める記録に含まれるものとして一体的に管理・保存されている場合、当該記録や会議録を含めて当該基準省令に定める記録として取り扱うことができる。

例えば、関係機関が主催する利用者の支援の方向性を検討する会議に参加し、その会議録を当該基準省令に定める記録の一部として一体的に管理・保存した場合、集中支援加算（会議参加）を算定する場合であっても、別途加算を挙証するための記録を作成することは不要である。ただし、他機関が作成した会議録等を受領し、そのまま自事業所の記録へ転用することは適切ではなく、加えて少なくとも自事業所の記録様式に自らの所見（考察）等を記録することが必要である。

（平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成30年3月30日障害福祉課事務連絡）の別添資料2は廃止する。

|  |  |
| --- | --- |
| 加算名 | 記録に記載する事項 |
| 【利用者及び家族への面接に係る加算】初回加算（重ねて算定する場合）集中支援加算（訪問）**居宅介護事業所等連携加算（訪問）****保育・教育等移行支援加算（訪問）** | **・利用者氏名****・担当相談支援専門員氏名****・面接を行った年月日、場所及び開始時刻・終了時刻****・面接の内容** |
| 入院時情報連携加算（I） | ・利用者氏名・担当相談支援専門員氏名・機関名、対応者氏名・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻・情報共有や情報提供等の概要 |
| 退院・退所加算医療・保育・教育連携加算 | ・利用者氏名・担当相談支援専門員氏名・機関名・対応者氏名・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻・情報交換等の内容、情報交換の結果からサービス等利用計画に反映されるべき事項 |
| 【会議の開催、参加に係る加算】集中支援加算（会議開催、会議参加）**居宅介護事業所等連携加算（会議参加）**サービス担当者会議実施加算地域体制強化共同支援加算**保育・教育等移行支援加算（会議参加）** | **・利用者氏名****・担当相談支援専門員氏名****・開催年月日、場所、開始時刻、終了時刻及び出席者（氏名、所属・職種）****・検討内容の概要※（例：支援の経過、支援上の課題、課題への対応策）****※検討事項等に係る詳細については留意事項通知のとおり。** |
| サービス提供時モニタリング加算 | ・利用者氏名・担当相談支援専門員氏名・訪問した機関名、場所及び対応者氏名・訪問年月日、開始時刻、終了時刻・確認した障害福祉サービスにおけるサービスの提供状況・サービス提供時の利用者の状況・その他の必要な事項 |

（Page.11）

（加算共通④）

問30　令和３年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。

（答）

以下の加算については、**基本報酬を算定しない月にのみ算定可能**である。

　①集中支援加算

　②**居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算における「訪問」及び「会議参加」**

（Page.12）

（居宅介護支援事業所等連携加算）

問33　「居宅介護支援事業所等連携加算」における障害福祉サービスの利用終了６月の算定について、サービスの利用終了後に対象の支援を実施した場合はどのように算定するのか。

（答）

厚生労働省令（第３４条の54）において支給期間は、サービス利用支援を実施する月から支給決定障害者等に係る支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付決定の有効期間のうち最も長いものの周期の月までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とされている。このため、以下に示す方法により算定すること。

（i）支給決定期間とサービスの利用終了月が同一の場合

　　　サービス利用終了から起算して６月の範囲内で支援が終了した後に支給決定期間の終期月分として改めて請求すること。

請求のイメージ

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | 終期月 | １月経過 | ２月経過 | ３月経過 | ４月経過 | ５月経過 | ６月経過 | 7月経過 |
| 支給決定期間→ | 居宅介護支援事業所等連携加算←遡及して支給決定期間の終期月分として請求 |  |
| サービス利用期間→ | 支給決定期間内として請求※サービスの利用終了から起算して６月以内の支援に限る |  |

（ii）支給決定の有効期間内にサービスを受ける必要がなくなった（サービスの利用を終了した場合）

　　　支給決定の有効期間内の支援として通常のとおり請求すること

請求のイメージ

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| X-8月 | X-7月 | X-6月 | X-5月 | X-4月 | X-3月 | X-2月 | X-1月 | 終期月（X） | X＋1月 |
| 支給決定期間→ |  |
| サービス利用期間→ | １月経過 | ２月経過 | ３月経過 | ４月経過 | ５月経過 | ６月経過 |
| 支給決定の有効期間内の支援として通常通りの請求 | ※ |
| 居宅介護支援事業所等連携加算 |

※支給決定期間内として、遡及して支給決定期間の終期月分として請求

（i）の場合、①居宅等を訪問し、面接を行った場合、②居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加した場合については、原則として終期月に実施することとされている継続サービス利用支援と同月の請求となることから、国保連合会での一次審査のチェックは警告として市町村審査の対象となるため、市町村においては適正な請求であるか確認の上支給すること。

（ii）の場合において、サービスの利用終了に伴い、支給決定の取り消しを行った場合※については、（i）と同様の方法によって請求を行うこと。

「保育・教育等移行支援加算」についても算定方法及び審査方法の取り扱いは同様である。

※障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律【一部抜粋】

（支給決定の取り消し）

第２５条　支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。

一　支給決定に係る障害者等が、第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等及び第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。

（page.14）

（居宅介護支援事業等連携加算、保育・教育等移行支援加算、集中支援加算）

問35　居宅介護支援事業等連携加算、保育・教育等移行支援加算、集中支援加算の連携先はどこまで含まれるのか。

（答）

それぞれ、主な連携先は以下を想定している。

|  |  |
| --- | --- |
| 加算名 | 連携（つなぎ）先 |
| 居宅介護支援事業所等連携加算（介護保険への移行、進学、企業等への就職による障害福祉サービス利用終了時） | 指定居宅介護支援事業所、指定居宅介護予防支援事業所、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障害者就業・生活支援センター |
| 保育・教育等移行支援加算（進学、企業等への就職による障害児通所支援利用終了時） | 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障害者就業・生活支援センター |
| 集中支援加算 | 障害福祉サービス事業所、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所支援施設、指定発達支援医療機関、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、認定こども園、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関（※）及び地方自治体（※）公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関の例保護観察所、公共職業安定所、保健センター、地域包括支援センター、利用者支援事業、自立相談支援機関、包括的相談支援事業、多機関協働事業、居住支援法人、精神保健福祉センター、保健所、更生相談所、児童相談所、発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援センター、難病相談支援センター、地域生活定着支援センター、子ども家庭支援センター、配偶者暴力相談支援センター、女性センター |

Page.15

（居宅介護事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算）

問37　「居宅介護支援事業所等連携加算」、「保育・教育等移行支援加算」の算定に当たって「情報提供」を行う場合の「心身の状況等」（計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報）とは具体的に何か。

（答）

「居宅介護支援事業所等連携加算」等の対象として「情報提供」を行う場合の「心身の状況等」とは、「入院時情報連携加算」において具体的に掲げた内容（※）等の情報提供を指す。

（※）当該利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況

**「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A　vol1」より抜粋**

（Page.30）

（居宅介護支援事業所等連携加算）

問82　「居宅介護支援事業所等連携加算」は、当該指定居宅介護支援等の利用開始日前６月以内に算定している場合は算定不可とあるが、異なる居宅介護支援事業所が居宅サービス計画を作成する場合は、６月以内でも算定可能か。

（答）

算定できる。

**「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」より抜粋（P.52）**

≪居宅介護支援事業所等連携加算【新設】≫　　　　　100単位／月

* 障害福祉サービス等の利用者が介護保険サービスの利用へ移行する場合に、指定特定相談支援事業所が利用者の心身の状況、おかれている環境やアセスメント等の情報及びサービス等利用計画の内容等について、利用者等の同意を得た上で指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所に提供し、居宅サービス計画等の作成に協力した場合に加算する。
	+ 利用者１人につき、１月に１回を限度として加算。当該加算を算定した上で居宅介護支援等を利用した後６ヶ月は算定不可。計画相談支援のみ新設